

◎新潟県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年1月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間  
村上市緑町一丁目3889番1から同市緑町一丁目3891番5まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月15日